

## 南国市多胎妊婦健康診査費助成金交付要綱

令和6年1月31日 告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市妊婦一般健康診査等実施要綱（平成19年南国市告示第58号）に基づき南国市が実施する妊婦一般健康診査の実施回数を超えて、自費による追加の妊婦一般健康診査（以下「自費追加健診」という。）の受診が必要な多胎妊婦（多胎妊娠をした者をいう。以下同じ。）に対し、当該自費追加健診に要した費用の一部を助成することにより、多胎妊婦の経済的負担を軽減し、もって多胎妊婦の適正な保健管理に資することを目的とする南国市多胎妊婦健康診査費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、自費追加健診受診時において南国市に住所を有する多胎妊婦とする。

(助成対象費用)

第3条 助成金の交付の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、次に掲げる要件を満たす自費追加健診に要した費用とする。

- (1) 南国市妊婦一般健康診査等実施要綱第5条第4項又は第5項に規定する検査の内容と同等の内容であること。
- (2) 1回目から5回目までの自費追加健診であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象費用に相当する額とし、1回につき5,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、出産の日（出産に至らなかった場合は、最後に自費追加健診を行った日）から起算して1年を経過した日までに南国市多胎妊婦健康診査費助成金交付申請書兼承諾書（様式第1号）を市長に提出し、併せて次に掲げる書類の原本を提示しなければならない。

- (1) 自費追加健診に要した費用の額が確認できる書類
- (2) 母子健康手帳の多胎妊娠であること及び自費追加健診の結果が確認できるべ

ージ

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付すると決定したときは、南国市多胎妊婦健康診査費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成対象者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

2 市長は、助成金を交付しないと決定したときは、南国市多胎妊婦健康診査費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、助成対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、助成対象者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けた場合は、当該決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その取消しに係る額を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後に受診した自費追加健診について適用する。